

大市総第0125号
令和8年6月4日

大 村 市 議 会 議 長
大 村 市 議 会 議 員
大村市各行政委員会委員長 殿
大 村 市 監 査 委 員
各 報 道 機 関

大村市長 園 田 裕 史

市議会定例会の招集について（通知）

このことについて、別紙（写）のとおり告示したので通知します。

大村市告示第112号

大村市議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年6月4日

大村市長 園田裕史

- 1 招集日時 令和8年6月15日（月） 午前10時
- 2 招集場所 大村市議会議場

市議会定例会付議事件表

第47号議案	大村市収入印紙等購買基金条例……………	(1)
第48号議案	大村市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例…	(3)
第49号議案	大村市職員退隠料等支給条例の一部を改正する条例の一部を 改正する条例……………	(4)
第50号議案	大村市税条例の一部を改正する条例……………	(5)
第51号議案	大村市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	(1 1)
第52号議案	大村市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例…	(1 2)
第53号議案	大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例等の一部を改正する条例……………	(1 3)
第54号議案	大村市自転車の安全利用及び自転車等の放置防止に関する条 例の一部を改正する条例……………	(2 4)
第55号議案	工事請負契約の締結について（郡中学校増築校舎賃貸借）…	(2 5)
第56号議案	専決処分の承認について（大村市税条例及び大村市都市計画 税条例の一部を改正する条例）……………	(2 6)
第57号議案	専決処分の承認について（大村市国民健康保険条例の一部を 改正する条例）……………	(3 6)
報告第6号	専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）…	(4 2)
第58号議案	令和8年度大村市一般会計補正予算（第1号）	
報告第7号	令和7年度大村市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越しの報告につ いて	
報告第8号	令和7年度大村市モーターボート競走事業会計予算の繰越額の使用に 関する計画について	
報告第9号	令和7年度大村市介護保険事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越 しの報告について	
報告第10号	令和7年度大村市鬼橋坂口線周辺整備事業特別会計予算の繰越明許費 に係る繰越しの報告について	
報告第11号	令和7年度大村市水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画につ いて	
報告第12号	令和7年度大村市工業用水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計 画について	
報告第13号	令和7年度大村市下水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画に ついて	

第47号議案

大村市収入印紙等購買基金条例

(設置)

第1条 収入印紙及び郵便切手類（以下「収入印紙等」という。）の売りさばきに関する事務を円滑かつ効率的に行うため、大村市収入印紙等購買基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、2,000,000円とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して編入するものとする。

(収入印紙等の購入計画)

第5条 市長は、収入印紙等の売りさばき状況を勘案し、適正な収入印紙等の購入計画を立てなければならない。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年6月15日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

収入印紙等の売りさばきに関する事務を円滑かつ効率的に行うための基金を設置するため、この条例案を提出するものである。

第48号議案

大村市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大村市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年大村市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大村市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第18条の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた大村市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償であって、改正前の大村市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定により支給されたもの（その額が660,000円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定に基づく葬祭補償の内払とみなす。

令和8年6月15日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、葬祭補償の額を引き上げるため、この条例案を提出するものである。

第49号議案

大村市職員退隠料等支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第1条 大村市職員退隠料等支給条例の一部を改正する条例（昭和49年大村市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「令和7年4月分」を「令和8年4月分」に改め、同項の表中「829, 200円」を「845, 100円」に改める。

第2条 大村市職員退隠料等支給条例の一部を改正する条例（昭和51年大村市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「159, 000円」を「162, 000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の大村市職員退隠料等支給条例の一部を改正する条例の規定及び第2条の規定による改正後の大村市職員退隠料等支給条例の一部を改正する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

令和8年6月15日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の改正に伴い、扶助料の最低保障額及び寡婦加算額を引き上げるため、この条例案を提出するものである。

第50号議案

大村市税条例の一部を改正する条例

大村市税条例（昭和25年大村市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第26条の6第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第28条の2第1項ただし書中「及び第28条の3の3第1項」を「並びに第28条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第28条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第28条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第16条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第35条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に

係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。)を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第 16 条第 1 項第 1 号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第 48 条の 9 の 7 の 3 に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。)を有する者

第 28 条の 3 の 3 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 48 条の 9 の 7 の 3」を「第 48 条の 9 の 8」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条中第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に、「法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書に」を「同条第 1 項の規定による申告書に」に、「法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を提出する」を「同条第 1 項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第 314 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第 41 条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては 200,000 円」を削り、「1,500,000 円」を「1,800,000 円」に改める。

附則第 13 項の 6 中「から令和 9 年度まで」を「以後」に改める。

附則第 13 項の 10 中「令和 20 年度」を「令和 25 年度」に、「令和 7 年」を「令和 12 年」に改める。

附則第13項の12中「附則第35項の5」の次に「、附則第35項の7」を加え、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第13項の17中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第21項の3中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改める。

附則第21項の4を次のように改める。

21の4 附則第21項の2（附則第21項の3において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、附則第21項の2又は附則第21項の3に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第35項の6の次に次の2項を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

35の7 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第26条第1項及び第2項並びに第26条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第26条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額

に相当する市民税の所得割を課する。

35の8 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第26条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第35項の7に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第26条の5から第26条の7まで、第26条の8第1項及び附則第13項の10の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第35項の7の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項前段、第26条の7、第26条の8第1項及び附則第13項の10中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第35項の7の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第35項の7の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第35項の7に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第35項の7に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第12項及び附則第13項の規定の適用については、附則第12項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第35項の7に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、附則第13項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第35項の7の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第41条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (2) 第26条の6第2項の改正規定並びに附則第13項の12の改正規定（「附則

第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。)並びに附則第13項の17、附則第21項の3及び附則第21項の4の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

- (3) 附則第13項の12の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第35項の6の次に2項を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第号)の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の大村市税条例(以下「新条例」という。)第28条の3の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の大村市税条例第28条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第13項の10の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用

家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 前条第3号に掲げる規定による改正後の大村市税条例附則第13項の12の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「3号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第21項の4の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第21項の2の土地等の譲渡について適用する。
- 5 新条例附則第35項の7及び附則第35項の8の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例第41条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

令和8年6月15日提出

大村市長 園田裕史

（提案理由）

地方税法の改正に伴い、公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務の範囲の見直し等、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

第51号議案

大村市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

大村市印鑑登録及び証明に関する条例（昭和53年大村市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「同じ。）」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。））」を加え、同条第3項中「個人番号カード」の次に「、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書」を加える。

第14条の2中「個人番号カードで」を「個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書で」に、「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

第15条第1号中「個人番号カード」の次に「、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年6月15日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

印鑑登録証明書の交付申請について、個人番号カードのほか、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を追加するとともに、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第52号議案

大村市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

大村市後期高齢者医療に関する条例（平成20年大村市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を削り、第9号を第8号とする。

附 則

この条例は、令和8年11月11日から施行する。

令和8年6月15日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等の傷病手当金の支給に係る申請書の受付事務を廃止するため、この条例案を提出するものである。

第53号議案

大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を
改正する条例

(大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大村市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の次に「又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合」を加え、「満3歳に満たない者及び当該3歳以上の児童」を「当該満3歳以上のもの」に改める。

第6条第1項中「事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。））」を加え、同条第7項中「のものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「行う施設」の次に「又は事業所」を加える。

第18条第6号中「利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。））」を、「小規模保育事業C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。））」を加える。

第29条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」を「第6条の3第10項第2号又は第3号」に改め、同条第3項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。））」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大

学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条中「、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第32条において準用する次号」と」を削る。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育

事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条中「第48条において準用する第4号」を「第4号」に改め、「、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第6条中「家庭的保育事業等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

附則第9条中「第29条第3項若しくは第44条第3項」を「第29条第3項若しくは第4項、第44条第3項若しくは第4項」に、「保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるも

のをいう。）」を「前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数」に改める。

(大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年大村市条例第18号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第52条」を「～第52条」に改める。

第2条第6号を次のように改める。

(6) 満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(同項第3号に掲げる事業を除く。)をいう。

第2条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(同項第3号に掲げる事業に限る。)をいう。

第2条第11号の次に次の3号を加える。

(11)の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。

(11)の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

(11)の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

第2条第22号中「第43条第2項」を「第43条第4項」に改める。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改める。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下イ」を「以下こ

のイ」に改め、同号イ(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分」を「同号」とあるのは「同条第1号」に、「同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは

「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に、「同項」を「これらの項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）」を、「により特定地域型保育」の次に「（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項及び第12項において同じ。）」を、「その他の」の次に「法第19条第3号に掲げる」を加え、「以下この号及び」を削り、同条第7項中「のものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「行う施設」の次に「又は事業所」を加え、同条第11項を同条第12項とし、同条第8項から同条第10項までを1項ずつ繰り下げ、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第46条第7号中「第39条第2項」を「第39条第2項及び第3項」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書並びに第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」を「第14条第1項」に改め、「第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と」の次に「、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と」を加える。

第51条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定

小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「いう。次条第3項」の次に「及び第52条第3項」を加え、「第40条第2項」を「第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項」に、「含む。次条第3項」を「含む。第52条第3項」に改め、「この章」の次に「(第43条第1項を除く。)」を加え、「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)」に、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分」を「同号」とあるのは「法第19条第3号」に改め、「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。

以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「同条第2号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「前条第1項」を「第51条第1項」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子

ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附則第4条中「特定地域型保育事業者（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

（大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和7年大村市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「改正後の大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「新条例」という。）」を、「の規定」の次に「（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を、「改正前の大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「旧条例」という。）」を加え、附則に次の1項を加える。

3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、新条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、旧条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、第1条中大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第3項の改正規定及び同項の次に2項を加える改正規定、第31条第3項の改正規定及び同項の次に2項を加える改正規定、第44条第3項の改正規定及び同項の次に2項を加える改正規定、第47条第3項の改正規定及び同項の次に2項を加える改正規定並びに附則第9条の改正規定並びに第3条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項及び第6条第3項の条例で定める日)

2 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第3条第4項及び第6条第3項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

令和8年6月15日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)等の改正に伴い、満3歳以上限定小規模保育事業に関する基準の追加等、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

第54号議案

大村市自転車の安全利用及び自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

大村市自転車の安全利用及び自転車等の放置防止に関する条例（平成26年大村市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

諏訪駅前駐輪場	大村市諏訪2丁目234番地1
---------	----------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年6月15日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

諏訪駅前に駐輪場を設置するとともに、当該駐輪場において放置自転車等に対する必要な措置等を講ずるため、この条例案を提出するものである。

第55号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 名 郡中学校増築校舎賃貸借
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 229,680,000円
- 4 契約の相手方 長崎市西坂町2番3号
大和リース株式会社 長崎支店
支店長 堀井 利道
- 5 履行期限 令和14年3月31日

令和8年6月15日提出

大村市長 園 田 裕 史

第56号議案

専決処分の承認について

大村市税条例及び大村市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和8年6月15日提出

大村市長 園田裕史

専決第6号

専 決 処 分 書

大村市税条例及び大村市都市計画税条例の一部を改正する条例について、緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

大村市長 園 田 裕 史

大村市税条例及び大村市都市計画税条例の一部を改正する条例

(大村市税条例の一部改正)

第1条 大村市税条例（昭和25年大村市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第11条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第12条中「、第63条の7第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第63条の7第1項の申告書、」を削る。

第26条第3項中「以下この項及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第63条第1項中「、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって」を削り、「当該軽自動車等の所有者に種別割によって」を「その所有者に」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第63条の2第1項中「、軽自動車税の賦課徴収については」及び「前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は」を削り、同条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第63条の4から第63条の9までを削る。

第64条（見出しを含む。）、第65条（見出しを含む。）、第66条（見出しを含む。）、第67条（見出しを含む。）、第67条の2（見出しを含む。）、第67条の3及び第67条の4中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第68条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第70条の見出し、第71条（見出しを含む。）及び第72条（見出しを含む。）

む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第73条第2項中「第63条第3項ただし書」を「第63条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第10項の3中「4分の3」を「5分の4」に改める。

附則第10項の4中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改める。

附則第10項の5中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改める。

附則第10項の6中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改める。

附則第10項の7中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改める。

附則第10項の8中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改める。

附則第10項の9中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改める。

附則第10項の10中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改める。

附則第10項の11中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改める。

附則第10項の12中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改める。

附則第10項の13中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改める。

附則第10項の14中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改める。

附則第10項の15中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改める。

附則第10項の16中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第2

4項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改める。

附則第10項の17中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改める。

附則第10項の18から附則第10項の20までを削る。

附則第10項の21中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を附則第10項の18とする。

附則第10項の22中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を附則第10項の19とする。

附則第10項の23中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を附則第10項の20とする。

附則第10項の24中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を附則第10項の21とする。

附則第10項の25を附則第10項の22とする。

附則第10項の26を附則第10項の23とし、同項の次に次の1項を加える。

10の24 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、
3分の1とする。

附則第10項の27を附則第10項の25とする。

附則第10項の28を附則第10項の26とする。

附則第10項の29を附則第10項の27とする。

附則第10項の30を附則第10項の28とする。

附則第10項の31を附則第10項の29とする。

附則第10項の32を附則第10項の30とする。

附則第10項の33を附則第10項の31とする。

附則第10項の34を附則第10項の32とする。

附則第10項の35中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同項を附則第10項の33とする。

附則第10項の36中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同項を附則第10項の34とする。

附則第10項の37第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」

に改め、同項を附則第10項の35とする。

附則第10項の38第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同項を附則第10項の36とする。

附則第10項の39を附則第10項の37とする。

附則第10項の40第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同項を附則第10項の38とする。

附則第10項の41を附則第10項の39とする。

附則第10項の42を附則第10項の40とする。

附則第10項の43中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同項を附則第10項の41とする。

附則第10項の44中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号中「第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂」を「第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）」に改め、同項を附則第10項の42とする。

附則第13項の7の前の見出しを削り、同項から附則第13項の9までを次のように改める。

13の7から13の9まで 削除

附則第13項の10の前に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、附則第13項の7の規定

の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改める。

附則第14項中「令和9年度」を「令和12年度」に改める。

附則第14項の2中「、附則第13項の7」を削る。

附則第15項の2から附則第15項の10までを削る。

附則第16項の前の見出し中「の種別割」を削り、同項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から附則第16項の4まで」を「及び附則第16項の3」に改め、「の種別割」を削る。

附則第16項の2中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削る。

附則第16項の3中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削る。

附則第16項の4を次のように改める。

16の4 削除

附則第16項の5の前の見出し中「の種別割」を削り、同項中「の種別割」を削り、「から前項まで」を「又は附則第16項の3」に改める。

附則第16項の6及び附則第16項の7中「の種別割」を削る。

附則第21項第2号中「、附則第13項の7」を削る。

附則第21項の2及び附則第21項の3中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第24項の3第2号、附則第30項第2号、附則第33項第2号、附則第35項の4第2号及び附則第36項の13第2号中「、附則第13項の7」を削る。

附則第36項の19第2号、附則第36項の22第2号、附則第36項の24第2号及び附則第36項の27第2号中「並びに附則第13項の7」を削る。

(大村市都市計画税条例の一部改正)

第2条 大村市都市計画税条例（昭和35年大村市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第32項」を「附則第15条第

31項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第14項中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項中「附則第6項及び第8項」を「附則第7項及び第9項」に、「附則第6項及び第9項」を「附則第7項及び第10項」に、「附則第7項、第9項及び第10項」を「附則第8項、第10項及び第11項」に、「附則第9項、第10項」を「附則第10項、第11項」に「、前項」を「、同項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項を附則第13項とする。

附則第11項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項を附則第8項とする。

附則第6項を附則第7項とする。

附則第5項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第2

3号) 附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号中「第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂」を「第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)」に改め、同項を附則第6項とし、附則第4項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)

5 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の大村市税条例(第3条第1項において「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第4条第2項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、第2条の規定による改正後の大村市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

第57号議案

専決処分の承認について

大村市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和8年6月15日提出

大村市長 園田裕史

専決第7号

専 決 処 分 書

大村市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

大村市長 園田裕史

大村市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大村市国民健康保険条例（昭和34年大村市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第11条第2項ただし書中「660,000円」を「670,000円」に改め、同条第3項中「に属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が30,000円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、30,000円とする。

第12条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第13条の5の次に次の2条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第13条の6 第11条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に次条第1号の税率を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の税率等）

第13条の7 前条の税率並びに第11条第5項の被保険者均等割額、18歳以上被保険者均等割額及び世帯別平等割額は、次のとおりとする。

(1) 税率 100分の0.32

(2) 被保険者均等割額 被保険者1人につき1,110円

(3) 18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者1人につき80円

(4) 世帯別平等割額 1世帯について740円。ただし、特定世帯については370円とし、特定継続世帯については555円とする。

第25条第1項中「660,000円」を「670,000円」に、「)並びに」を「)、」に改め、「170,000円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円)」を加え、同項第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額に10分の7を乗じて得た額

第25条第1項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額に10分の5を乗じて得た額

第25条第1項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額に10分の2を乗じて得た額

第25条第2項中「以下」の次に「この項において」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 167円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 278円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 444円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 555円

第25条第3項中「及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）」を「並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）」に、「及び被保険者均等割額から」を「並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から」に改め、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第13条の6の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の7の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳

以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の7の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第25条に次の1項を加える。

- 4 保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下この項において「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第7項、附則第8項、附則第10項、附則第11項、附則第14項及び附則第15項中「第13条の4」の次に「、第13条の6」を加える。

附則第17項の見出し中「国民健康保険税」を「保険税」に改め、同項中「第13条の4」の次に「、第13条の6」を加える。

附則第18項の見出し中「国民健康保険税」を「保険税」に改め、同項中「第13条の4」の次に「、第13条の6」を加える。

附則第19項及び附則第20項中「第13条の4」の次に「、第13条の6」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大村市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第6号

専決処分の報告について

議会の議決を経て締結した工事請負契約の変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和8年6月15日提出

大村市長 園田裕史

専決第8号

専 決 処 分 書

令和7年7月2日開催の大村市議会定例会において締結の議決を受けた「旭が丘小学校屋内運動場長寿命化改良建築工事」に係る工事請負契約の契約金額を次のとおり変更する契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第8号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年4月28日

大村市長 園 田 裕 史

変更前	365,695,000円
変更後	371,633,900円（5,938,900円の増額）